

嫌煙 カナダでは…



カナダ・オンタリオ州トロント市在住

田中 勉

喫煙者がますます肩身の狭い思いをする世の中になった。日本でも嫌煙権などという言葉が定着しつつあるようだが、周囲の非喫煙者が迷惑を蒙るタバコの受動喫煙に対する取り組み方は国によってまちまちだ。カナダの政治経済の中心地、ここオンタリオ州では思い切った条例を制定することになって話題になっている。マッギンティー州首相が議会上に上程しようという条例案によると、運転する車内に16歳未満の子供が同乗している場合は車内禁煙となる。確かにいわば密閉された空間での紫煙は年少者の健康に良いはずはない。この条例が制定されるとドライブ中タバコを欠かせないお父さんにはこたえるパンチになるだろう。違反者には自動車免許の減点と200ドル（約2万円）程度の罰金が課されるという、かなり厳しいものだ。

もちろん賛否両論がある。州議会議員にも愛煙家がいる、そこまで徹底してやるのは人権問題ではないかとの反論もあれば、いわば常識的なマナーと言える事柄を法律で規制することに抵抗を感じるという言い分もある。実のところ、州首相自身、これまで条例化には逡巡の色を見せていたのだが、嫌煙世論の広がりを受けて受動喫煙の害に立ち向かう決意を示したものと言える。反対派の間ではせめて喫煙中は窓を開ければ、



観光地に向かう車列…家族連れの内では条例違反も？

とか、強力な換気装置さえつけられれば、などと未練がましい議論もあるが少数派の巻き返しは難しそうだ。

受動喫煙の被害防止を言うなら家庭で憩う父親のタバコまで禁じなければならないのか、と目くじらを立てる人もいるが、この条例、さすがに一般家庭にまで踏み込むことは出来まい。カナダではすでに東部のノバスコシア州で条例案が議会を通過して施行を待つばかりとなっており、その他東部、西部の諸州でも右へならえの趨勢にある。

アメリカに目を転じると、アーカンソー州とルイジアナ州ではすでに2006年から州法が発効しており、カリフォルニア州でも2007年から施行されている。ただし州によって同乗する子供の年齢に差があり、6歳以下（アーカンソー州）もあれば13歳以下（ルイジアナ州）とか18歳以下（カリフォルニア州）というもある。旅行者は州境を越えるたびに子供

の年齢次第で喫煙したり辛抱したりということになりそうだ。レンタカー利用で米国家族旅行を計画している向きは地図をチェックしてくれぐれもご用心を！ということになる。

パーティーの多い国柄だが、帰宅してスーツにしみこんだタバコの匂いに家族が顔をしかめることが多い。そのうちに個人宅でのパーティーなどプライベートながら公共性のある集いでも喫煙者は追い出されることになるかもしれない。北米について言えば、公共の屋内施設でスモッキングOKの場所などほとんどないとみていい。全地球的な環境汚染防止と健康志向の高まりのなかで嫌煙の傾向は間違いなくエスカレートしていくことだろう。

日本ではどうだろう。禁煙キャンペーンが進むなか、心おきなく喫煙できるのは屋外の大気の中だけか、と溜息まじりにスモーカーがくぐらす紫煙の空は飛来する黄砂にまみれて…。